

# 時間外選定療養費の支払いについて

当院は二次救急医療施設として、入院を必要とする緊急性の高い患者さんを対象に24時間体制の診療を行っています。しかし、夜間・休日の時間帯において、緊急性の高くない患者さんが受診されることにより、本来の目的である重症患者さんへの対応に支障をきたしています。地域の救急医療を安全に提供するため、緊急性を要しない時間外外来の受診については、診療費とは別に「時間外選定療養費」をお支払いいただきます。

**支払金額** 9,900円（税込み）

※救急車で来院された場合でも、受診の結果、入院とならなかった場合は、9,900円の選定療養費をお支払いいただきます。

## 対象時間

平日	17:00 ~ 翌日 8:30
土曜日（第3を除く）	12:30 ~ 翌日 8:30
第3土曜日、日曜日、祝日 12月30日 ~ 1月3日	終日

**請求開始日** 2025年10月1日（水）

次に該当する場合は対象外となります

- ① 他院からの紹介状を持参した場合（時間外においては緊急受診が必要と認められた場合に限る）
- ② 受診後、そのまま入院（転院）となった場合
- ③ 生活保護法等による医療扶助の対象である場合
- ④ 特定の障害、特定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象者（こども医療証の方は除く）
- ⑤ 労働災害・公務災害、交通事故の場合
- ⑥ 当院で継続治療中の疾患の症状が悪化した場合
- ⑦ 妊娠・出産の場合
- ⑧ 当院の医師より指示があり、事前に予約されている場合

2025年9月  
相模原協同病院 病院長